

奈良市寺山霊苑納骨堂 事前申請のご案内

新しい永代収蔵サービスを開始

- ◇ 寺山霊苑納骨堂を改修し、新たにご遺骨の永代（無期限）収蔵を行います。
- ◇ 7月15日より事前受付開始
- ◇ 12月下旬からご遺骨の収蔵開始予定
- ◇ 全国誰でも利用できる個別の「永代収蔵」
- ◇ 生前申請も可能

先祖代々のお墓があるけれど、将来、管理する人がいなくなったらどうしよう。

将来、お墓のことで子どもや孫に負担をかけたくない。

いま、お墓がなくてどうしたらいいか不安。

奈良の町や歴史が大好き。いつまでも大好きな町とつながりたいがどういう方法があるだろう。

こんなご不安やお悩みはありませんか。

皆様のこうしたご不安やお悩みを解消する方策のひとつとなることをめざして、寺山霊苑納骨堂でご遺骨の永代収蔵サービスを開始します。

令和7年12月下旬の供用開始に先立って、事前申請を受け付けます。

事前申請及び本申請に関する注意事項

- ✓ 令和 7 年 7 月 15 日から受付開始の申請は、事前申請となります。この事前申請により、申請分の区画数を仮押さえいたしますが、収蔵開始までに本申請を改めてご提出いただく必要があります。
- ✓ 事前申請は、収蔵予定件数に関わらず申請書一枚となります。
- ✓ 事前申請書には添付資料はありません。
- ✓ 事前申請の手続きでは、(身分証・住民票など)の提出は必要ありません。
- ✓ 事前申請の受付は供用開始(令和 7 年 12 月下旬予定)までとなり、以降は本申請していただきます。なお、供用開始以降 1 年以内に本申請が行われない場合、その事前申請は無効となりますので予めご了承ください。
- ✓ 本申請は、収蔵件数分(生前申請含む)の手続きが必要です。
- ✓ 本申請の受付開始日、必要書類の提出方法や使用料のお支払い手続きについては現在未定です。詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

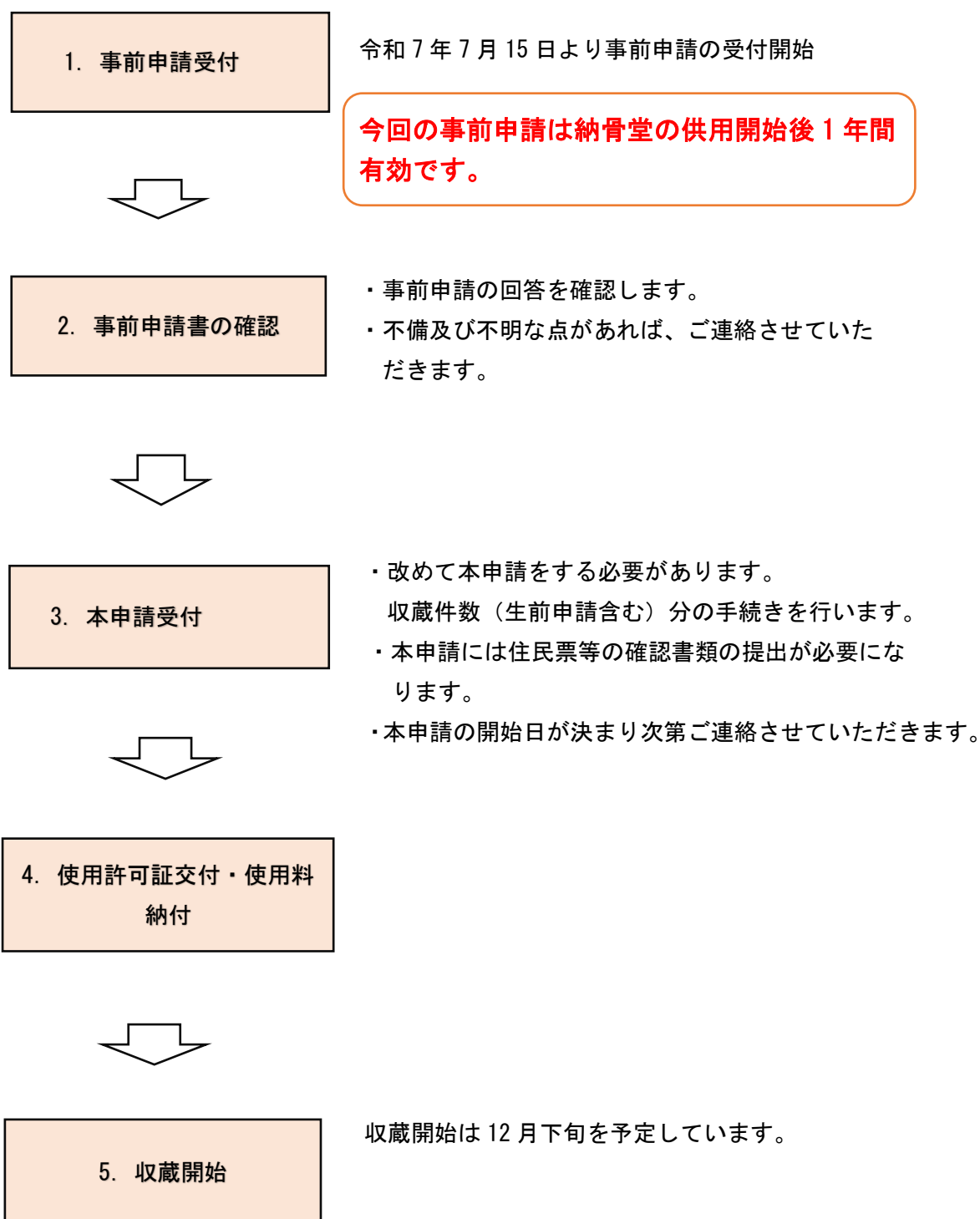
1 新しい収蔵サービス

1. 収蔵方法：2.3 寸（直径約 7.5 cm × 高さ約 8cm）の骨壺に収めて収蔵します。
※ご遺骨 1 件ずつ個別に収蔵します。
2. 収蔵可能数：最大 20,000 体
3. お預かりする期間：永代にお預かりします（無期限）
ただし、ご遺族からの申し出によりお預け後 15 年間はご返却いたします。
4. 申請区分
 - 1) 通常申請：収蔵するご遺骨をお持ちの方
 - 2) 生前申請：自己の焼骨の収蔵を目的とする人で申請日に成年（18 歳以上）に達している方

5. 使用料

- 1) 市内 8 万円（申請者が市内に住所を有する場合または、死亡時に本市に住所を有した人の焼骨である場合）
- 2) 市外 15 万円（上記 1「市内」に該当しない場合）

2 事前申請受付から収蔵開始までの流れ



3 事前請方法

1.) オンラインでの申請

下記QRコードの読み取り、またはURLから接続されるロゴフォーム上にご記入の上、送信してください。



<https://logoform.jp/form/p6et/1122802>

2.) メールでの申請

市ホームページから〔奈良市寺山霊苑納骨堂利用事前申請書〕をダウンロードし、必要事項をご記入のうえファイルを添付して下記メールアドレス宛に送信してください。

メールアドレス : saienkanri@city.nara.lg.jp

3.) 郵送での申請

市ホームページから〔奈良市寺山霊苑納骨堂利用事前申請書〕（PDF 又は Excel ファイル）を印刷し、必要事項をご記入のうえ、下記宛先までご郵送ください。

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 斎苑管理課 宛

4.) 窓口での申請

奈良市役所 中央棟3階の斎苑管理課に直接お越し下さい。（受付時間：月～金（祝日は除く）9時～12時・13時～17時）

出張所・行政センターでは受け付けておりません。

申請の受領確認は以下の通りです。

オンライン・・・自動送信される「完了通知」

メール・・・返信メールを送ります

郵送・・・ご記入いただいた電話番号またはメールアドレスへ連絡

お問い合わせ先

斎苑管理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1-1

Tel : 0742-34-3502 Fax : 0742-34-4732

E-mail : saienkanri@city.nara.lg.jp